# 設計委託業務の入札における最低制限価格制度の事務の流れ

＜R5.4.1 改正＞

**≪無効となる入札を除く≫**

**・予定価格を超える入札**　　**・予定価格の60%未満の入札**

最低入札価格の提示者（一番札）

**（1次判定）**

**低入札基準価格以上か？**

※低入札基準価格は、予定価格の１０分の６から１０分の８の範囲内で、以下の各項目により算定した割合を予定価格に乗じて得た額とする。

（１）土木事業に係る設計委託業務
　ア　直接人件費の額
　イ　直接経費の額
　ウ　その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額
　エ　一般管理費等の額に１０分の 4.8 を乗じて得た額

（２）建築事業に係る設計委託業務
　ア　直接人件費の額
　イ　特別経費の額
　ウ　技術料等経費の額に１０分の６を乗じて得た額
　エ　諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額

低入札基準価格以上の場合

**落札　決定**

低入札基準価格未満の場合

**（2次判定）**

**最低制限価格以上か？**

**※　最低制限価格は、当該入札における有効な入札参加者の入札価格の平均値の95%とする。ただし、算出された最低制限価格が予定価格の60%を下回る場合は、有効な入札参加者の入札価格の平均値を最低制限価格とする。【注】**

最低制限価格以上の場合

**落札　決定**

最低制限価格未満の場合

**失　格**

次順位者に判定を移行

**【注】 有効な入札が1者の場合は、低入札基準価格の80%を最低制限価格とする（1円未満の端数は切り捨て）。ただし、算出された最低制限価格が予定価格の60%を下回る場合は、予定価格の60%を最低制限価格とする。**